

東近江市高齢者保健福祉推進会議、介護保険運営協議会、 地域包括支援センター運営協議会（第1回）	資料 2
令和3年7月1日(木)	

## 東近江市地域包括支援センターの 運営体制について

# 東近江市地域包括支援センターの運営体制について

令和3年7月1日

## 【はじめに】

地域包括支援センター（以下「センター。」）は、高齢者やその家族、近隣に暮らす人々の課題に対応する身近な相談窓口です。高齢化や多様なニーズに対応するために、センターの機能強化に向けた検討が必要です。現在、直営1か所（長寿福祉援課内）を配置するほか、各支所（6か所）が初期相談を担うブランチ方式を採用しています。



東近江市地域包括支援センター



主任ケア マネージャー 保健師等 社会福祉士

おおむね高齢者人口3000～6000人に対して3職種を配置。

## 【センターの4つの機能】

### 総合相談

- ・ひとり暮らし、高齢の親が心配
- ・認知症について知りたい

### 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・地域のケアマネジャーの後方支援
- ・様々な機関と連携して地域づくり

### 介護予防ケアマネジメント

- ・介護保険を申請したい
- ・介護予防サービスを利用したい

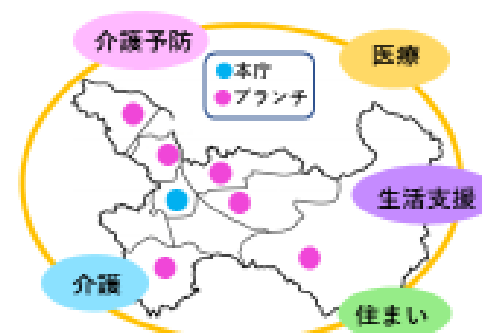
### 権利擁護

- ・財産管理ができず困っている
- ・成年後見人制度を利用したい

その他に、在宅医療介護連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議推進などの事業があります。上記の事業の一部及び全部を外部に委託することが可能です。

## 【設置体制について】

●センターの機能強化のためには、介護保険運営協議会（兼地域包括支援センター運営協議会）を始め様々な機関と連携しながら進めていくことが求められます。



センターブランチとの連携で

## ●設置体制の検討事項

- ・専門職の確保
- ・支援ネットワークの構築
- ・安定的かつ効果的な運営体制

## ●設置方式

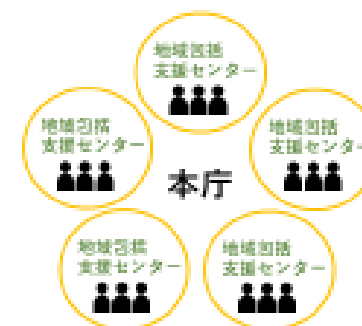
直営方式	委託方式
出向方式	併用方式

※併用方式は、直営、委託、出向を組み合わせた方法

R3年度	R4年度	R5年度
1	2	3

▲8期計画中のセンター設置数

## 複数のエリアにセンターを配置



地域ごとに専門職を配置することで充実した支援体制の構築が可能